

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三	○一般競争入札を行う件二件	三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件	三
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三
公 告	三	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三
		福島県病院局	三
		○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	三

告 示

福島県告示第四十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年二月一日救急病院として認定した。

平成二十三年二月八日

名称	所在地	福島県知事 佐藤雄平	認定有効期限
綜合病院福島赤十字病院	福島市入江町一―一三二		平成二六年一月三二日
財団法人大原綜合病院	同 市大町六一―一		同
医療生協わたり病院	同 市渡利字中江町三四		同
公立藤田綜合病院	伊達郡国見町大字塚野目字三		同
	本木一四		同
医療法人慈久会谷病院	本宮市本宮字南町裡一四九		同
財団法人太田綜合病院附属太	郡山市熱海町熱海五一―二四〇		同

田熱海病院	同 市駅前一―一七	同
財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	同 市大町二―一六	同
財団法人星綜合病院	同 市細沼町二―一二	同
医療法人保科病院	同 市八山田七―一五	同
財団法人脳神経疾患研究所附属綜合南東北病院	同 市朝日二―一八	同
医療法人明信会今泉西病院	須賀川市北町二〇	同
公立岩瀬病院	白河市郭内一	同
田口病院	西白河郡矢吹町本町二一六	同
財団法人会田病院	会津若松市城前一〇―七五	同
福島県立会津綜合病院	同 市山鹿町三―二七	同
財団法人竹田綜合病院	同 市鶴賀町一―一	同
会津中央病院	喜多方市松山町村松字北原三	同
医療法人昨雲会飯塚病院附属有隣病院	六四三―一	同
福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生綜合病院	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	同
医療法人相雲会小野田病院	南相馬市原町区旭町三―二一	同
公立相馬綜合病院	相馬市新沼字坪ヶ迫一四二	同
福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院	双葉郡双葉町大字新山字久保前一〇〇	同
いわき市立綜合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原一	同
松村綜合病院	六 市平字小太郎町一―一	同
呉羽綜合病院	同 市錦町落合一―一	同

(地域医療課)

福島県告示第五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

- 福島県知事 佐藤雄平
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ヨークベニマル保原店 福島県伊達市保原町字油谷地一番一ほか
 - 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業あひへの課)

福島県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称
いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画道路事業 三・五・百三十三号 田町上荒川線
三・五・百三十一号 搔樋小路鯨岡線
八・六・二号 いわき駅南北自由通路
- 三 事業認可の年月日
平成十六年七月十三日
- 四 事業施行期間
（変更前）平成十六年七月十三日から平成二十三年二月三十一日まで
（変更後）平成十六年七月十三日から平成二十八年二月三十一日まで
- 五 事業地
収用の部分 都市計画事業を認可した件（平成十六年福島県告示第七百三十四号）
の事業地のうち平字田町及び字白銀町地内において収用の部分を変更する。

使用の部分 都市計画事業を認可した件（平成十六年福島県告示第七百三十四号）の事業地のうち平字田町及び字白銀町地内において使用の部分を変更する。

(あひへの課)

公 告

公告第25号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年2月8日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行経験を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年3月4日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7730

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年3月4日（金）午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成23年2月8日（火）から同年3月3日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日（金）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げる場所まで平成23年3月3日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年3月25日(金) 午前10時30分
- (2) 場所 福島県自治会館3階303会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年3月24日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成23年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and operation of taxation system for the Fukushima Prefectural Government, 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 30am, 25 March, 2011
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 24 March, 2011
- (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan Tel 024-521-7730

(税務システム課)

公告第26号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成23年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成23年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成20年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年3月2日(水)午後5時00分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月22日(火) 午前9時30分

福島県自治会館7階703会議室 福島市中町8番2号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年3月18日(金)午後5時00分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成23年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service Iset

(2) Time - limit of tender (by hand) : 9 : 30am., 22 March 2011

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 pm., 18 March 2011

(4) Contact point for the notice : Prefectural Building Management Section, Facilities Management Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural

Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670 Japan
Tel 024-521-7080

(施設管理課)

公告第二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月三十一日

二 名称

特定非営利活動法人さうま福祉

三 代表者の氏名

立谷 一郎

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市中野字桜町三百三十二番地の1

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障がい者等の社会的支援を必要とする方々を対象に、基本的生活や初歩的作業の自立に向けた制度、支援サービスを提供し、広く人権擁護の推進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月三十一日

二 名称

特定非営利活動法人浅見川ゆめ会議

三 代表者の氏名

鈴木 正範

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原六十五番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会及び地域住民に対して、浅見川の魅力を再認識し、自然環境や歴史・文化等の地域資源を次の世代に継承するため、浅見川を中心とした環境の保

全や活用に資する各種活動を行い、広く公益の増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年二月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人市民団体こもれば
- 三 代表者の氏名
岡野 典生
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市一箕町八幡墓料百五十三番地の二 ぽぱいほうれんそう2F-C
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会津若松市および周辺市町村において、まちづくりに関する事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年二月一日
- 二 名称
NPO法人コーヒータム
- 三 代表者の氏名
橋本 由利子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡浪江町大字井手字大高倉四十七番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、作業・生活訓練を通して社会復帰・社会参加に関する事業を行い、障がい者の自立に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 國分 孝信 郡山市中田町上石字館三〇一番地

理事 植田 英一 同 市田村町細田字宿七三番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 阿部 喜美雄 郡山市中田町上石字逆木一〇五番地

(農村計画課)

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年2月8日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第3項中「昭和28年福島県条例第35号」の次に「以下「退職手当条例」という。」を加える。

附則に次の11項を加える。

(退職手当に関する特例)

8 定年前25年未満特定退職者のうち、一年以上11年未満の期間勤務して退職した常勤職員であった者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4(その年数が10年以上の場合にあつては、100分の40)(以下「特定加算割合」という。)を乗じて得た額の合計額に、1年につき100分の100の割合を乗じて得た額の合計額とする。

9 前項の定年前25年未満特定退職者とは、平成23年3月1日から同月31日までの間に退職した常勤職員であった者（その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した常勤職員であった者のうち、退職の日に福島県立大野病院に勤務していた常勤職員であつて、病院事業管理者が知事の承認を得たものに限る。附則第16項において「特定退職者」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 退職の日に病院医療職給料表⁽²⁾若しくは病院医療職給料表⁽³⁾の適用を受けていた者のうち薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、技能訓練士、柔道整復師、助産師、看護師若しくは准看護師であった者又は地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用されていた者のうち主任運転手、主任調理員、運転手若しくは調理員の職にあつた者

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年福島県条例第3号）第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から25年を減じた年齢以上であるもの

10 定年前25年未満特定退職者のうち、1年以上25年未満の期間勤続して退職した常勤職員であつた者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

11 定年前25年未満特定退職者のうち、25年以上の期間勤続して退職した常勤職員であつた者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

12 定年前25年未満特定退職者の基礎在職期間（退職手当条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間（その初日が平成18年4月1日前である場合にあつては、同日以後の期間に限る。）をいう。）中に、給料月額の変額改定（給料月額の変額改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、

その者に対する退職手当の基本額は、附則第8項、附則第10項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額を基礎として、附則第8項、附則第10項及び前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が附則第8項、附則第10項及び前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、附則第8項、附則第10項及び前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の特定減額前給料月額に対する割合

13 附則第8項、附則第10項及び附則第11項の規定により計算した定年前25年未満特定退職者に係る退職手当の基本額が、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

14 附則第12項の規定により計算した定年前25年未満特定退職者に係る退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に附則第12項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定加算割合を乗じて得た額の合計額に60から同号イに掲げる割合

を控除した割合を乗じて得た額の合計額

15 附則第11項の規定により退職手当の基本額を計算する場合における第2条の規定により知事の事務部に勤務する常勤の職員の例によることとされる者に係る福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年福島県条例第63号）の適用については、同条例附則第2条第1項中「とする」とあるのは、「とする。この場合において、旧条例第5条の2中「100分の2」とあるのは、「100分の4（その年数が10年以上の場合にあつては、100分の40）」とする」とする。

16 附則第8項及び附則第10項から前項までの規定は、特定退職者のうち次の各号のいずれにも該当するもの（以下「定年前25年以上特定退職者」という。）について準用する。この場合において、附則第8項中「100分の4」とあるのは「100分の5」と、「100分の40」とあるのは「100分の50」と読み替えるものとする。

(1) 附則第9項第1号に掲げる者

(2) 職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から25年を減じた年齢未満であるもの

17 20年以上35年以下の期間勤続して退職した定年前25年未満特定退職者及び定年前25年以上特定退職者（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年福島県条例第46号。以下「条例第46号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、附則第10項から第12項まで及び前項において読み替えて適用する附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、附則第10項から第12項まで及び前項において読み替えて適用する附則第10項から第12項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

18 35年を超える期間勤続して退職した定年前25年未満特定退職者（条例第46号附則第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、附則第11項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院総務課)